

最終講義ノートから

田中 宏

はじめに

一橋大学を定年退官する際、学生たちが準備した「最終講義」は、大学が休みの土曜日に設定され、一般にも公開する方式がとられた。しかも、「日本とアジア——“共生”のゆくえ、人権・戦後補償・歴史認識」と題され、第1回「在日外国人の人権」、第2回「戦後補償問題について」と2回にわけられた。

学生たちの私への注文は、今日までの体験を踏まえ、そこで何をどう考えたのかを跡づけしてほしい、というようなことだった。できるだけそれに応えようと、私は古い拙文を捜し出したり、頭に残っている昔の記事を新聞の縮刷版からコピーしたりした。資料を準備したところ結構な分量になったが、学生たちは労をいとわず、2回分で60頁近いものを作ってくれた。

退官した後、「センター紀要」に最終講義について書いてほしいとの依頼を受けてしまった。やむなく、そのいくつかの素材や視点を綴って、責をふさぐことにした。

1、60年安保とAF資金

私は1960年、東外大中国科を卒業、一橋大学大学院経済学研究科（東洋経済史専攻、修士）に入学した。いわゆる「60年安保」の年である。日米新安保条約は岸内閣の退陣と引換えに発効し、翌年にはケネディ大統領が就任、さらにはライシャワー駐日大使が赴任し、新しい局面を迎えた。

当時、中国研究における「ケネディ・ライシャワー路線」といわれ、アメリカのアジア財団、フォード財団が日本の中国研究に資金援助を行う計画が持ち上っていた。一橋での指導教官がAF資金の日本側の受け皿に関係していたこともあり、私は複雑な立場に置かれた。当時、毎日のように通っていた「東洋文庫」のすぐ近くに、「アジア文化会館」ができていたが、それは私が外語時代に3年間在寮した「新星学寮」を母胎とする民間の留学生世話団体が運営していた。AF資金のことで、その理事長の穂積先生（学寮での寮監）に意見を求めるためアジア文化会館を訪ねたのは、1962年初め頃だったと思う。

穂積先生は、「学生が考えるほど、娑婆は単純ではない。時には他人の股もくぐらねばならない。しかし、AF資金の問題は少し様子が違うようだ。会館でアジアの青年たちとじかに接してみて、特にそう思う。ところで、会館でも人が必要なので、ここで働かないか、こんな話をされたように思う。私は“渡りに舟”とばかり、会館の仕事につき、大学に行かなくなった。そして、翌63年3月に、一年おくれて修士課程だけは修了した。

修士論文の口述試験のとき、副査の審査員の先生から、なぜ博士課程に進まないのかと

たずねられた。その質問にきちっと答えられなかったので、後日、その審査員の先生宅を訪ね、実はAF資金のこともあって進学を断念したことを、初めて口外した。その先生は、「私もその件は気になっているところだが、AF資金の問題は、進学をやめたことで終わるわけではない。酷なことをいうようだが、君がどこにいこうと避けて通れない問題であることを忘れないように」、こんな話をされたように思う。話を聞いていただいた安堵感と、先生の言葉の重みを噛みしめながら家路についたことを思い出す。

もう一つ、書きとめておきたいことがある。60年安保が終わった夏、私は指導教官から、あるインド人青年の日本でのエスコート役をおおせつかった。北京大学での留学を終えた青年は、香港経由で日本にやってきていた。北京でも安保闘争は有名だったらしく、東大の「樺美智子」さんの名前を出したので、事件のあった国会の南通用門にも案内した。やがて、郷里の岡山の田舎にも同行し、インド人を見たこともない村人と、公民館で小さな懇談の機会をもつことになった。

その時のやりとりは、次のようなものだったように思う。

村 人：日本に来て、いちばんびっくりしたことは何ですか。

インド人：天皇が健在で、首都東京の真中にあんな大きい居を構えていることです。

すでに退位しているか、どこか遠くに隠居しているのかと思いました。

村 人：(声なし)

インド人：あの戦争では、大変多くの人々が犠牲になり、皆さんにも苦難をもたらしたのではないですか。

村 人：(声なし)

こんな問答だったように思うが、要は、話はまったく噛みあわなかったのである。

2、ひと足さきの「教科書問題」

アジア文化会館での仕事に入る前後のこうしたことは、その後の私にとって、一種の“予兆”なり“伏線”となったのかも知れない。

アジア文化会館での最初の仕事は食堂担当だったが、料理ができるわけではない。食材を少しでも安く仕入れたり、什器を補充したりしていた。留学生のなかには豚肉を食べないイスラム教徒もいれば、菜食主義者もあり、なかなか面倒なことが多いが、留学生会館の成否は食事に関する在館生との関係如何にかかっているといわれていた。要は、会館側と在館生側との信頼関係がすべてなのであり、責任の重さを感じながら仕事をした。

1963年11月、千円札が「聖徳太子」から「伊藤博文」に変わった時のこんな発言は忘れられない。即ち、「今度、千円札が伊藤博文になったが、戦時ならともかく、戦後の民主主義日本で、どういうことなのか」、「日本で最も多い外国人は在日朝鮮人でしょう。毎日使うことになる彼らの身にもなってみたら……」、「言論の自由が保障されている日本で、誰も批判の声をあげない。うす気味が悪い……」。日韓の国交正常化以前のことなので、まだ韓

国からの留学生はいなかったのだが。

ある時、私の机の上に新聞の切り抜きが置かれていたことがある。そのことは、今も脳裏に焼きついているので、最終講義用の資料に加えようと調べてみたら、1964年4月25日付の毎日新聞にその記事があった。「童顔、15才の戦死者、——こっそり志願、台湾へ出陣」の見出しに少年の写真が配されていた。戦時中は恒例だった戦没者叙勲がこの年再開され、「叙勲のかげに」と題して“美談”を報じたのだった。この記事に関連して、「日本側では叙勲名簿が列んでいるが、日本占領期に生命を奪われたアジアの人々の名簿は見えているのだろうか」と問われた。シンガポールでは日本軍による華僑虐殺の犠牲者の遺骨収集が進み、63年8月には日本追及の大集会が持たれていた（その記事を私は受領）。「日本占領時期死難人民記念碑」ができたのは、ようやく67年2月のことだった。

戦没者叙勲が再開される前年の1963年には、「全国戦没者追悼式」が始まり、以降、毎年8月15日に持たれるようになった。そんな中、1970年8月、シンガポール華字紙「星洲日報」の社説「日本は戦没皇軍を英雄として賞讃した」を覚えてくれたのも留学生だった。それを和訳してのせた雑誌のコピイも、今回の講義資料に加えておいた。いわく「追悼式では天皇の挨拶だけでなく、各界から献花がなされ、ベートーベンの交響曲英雄が演奏された。わが国土を蹂躪し、われわれ人民を姦淫殺戮した殺し屋が“英雄”として誉め讃えられたのである。……」と。

歴史をどうとらえるかに関しては、こんなことも忘れられない一つである。日本の国費留学生として高卒で来日、東大で学部を卒業、大学院修士課程（理系）に学んでいたベトナム人留学生が、ある時こう切り出したのである。「田中さん、東大って日本の超一流エリートが学んでいるらしいが、私をつかまえると“フランス語”で話しかけてくる。充分日本語で通ずるのに、わざわざフランス語を使う彼らの神経がまったく理解できない。なぜ、私たちがフランス語ができるのか、植民地支配がどういうものかについて、彼らは何をどう学んでいるのだろうか。田中さん、日本の将来はあやしいね」と。またしても、ハッとさせられたのである。

そうこうしているうちに、日本共産党の機関紙「赤旗」にこんな広告がのっているのに気づいた。それは、日本ベトナム友好協会（共産党の傘下団体）の「フランス語講習会」のもので、キャッチフレーズには、何んと「インドシナ三国で普及しているフランス語を学んで、インドシナ人民と友好を！」とあった。1973年10月31日付及び11月7日付の2回も載っているところを見ると、何ら問題にはならなかったのだろう。ベトナム戦争の終結は75年4月のことなので、当時はベトナム戦争下で、日本の新聞もたびたびベトナム戦況を伝えていた頃である。日本の左派の歴史認識も例外ではなかったのである。

「教科書問題」がおきたのは1982年のことであるが、どうやら私はひと足さきにそれと対面したようだ。

3、文部大臣を訴えた留学生

「戦没者叙勲」が再開された1964年、私は8月16日から約1ヶ月、「北京シンポジウム」に参加する日本代表団の随員として初めて外国に出た。香港経由での北京入りだった。その時、郭沫若先生は日本代表団のために特別の招宴を持たれ、ひとりひとりに揮毫を用意されていた。席上、「私は日本留学中、さらには日本亡命中、多くの日本人のお世話になった。そのお礼の気持ちを托したものです」と述べられ、留学生の仕事に携わる私には、特に印象深いものとなった。

日本に帰ってみると、日本政府の国費留学生が政治活動を理由に奨学金を打切られる事件がおき、文部大臣を相手とする裁判が始っていた。シンガポール出身の学生で、当時千葉大留学生部に学んでいた。私は面識はなかったが、先輩格の留学生が「アジア文化会館」に在館していたため、事件を知るに至ったのである。64年12月になると、千葉大が本人を除籍処分にしたことから、さらに事態は深刻なものとなった。留学生たちは、「文部省が国費を打切ったとしても、大学自治の原則はどこにあるのか。学籍がなければビザは延長されず、送還されれば身の危険にさらされよう」という。

シンガポールは当時イギリスの自治州（留学生の国籍は「イギリス」）だったが、1963年9月、マラヤ連邦などとあわせて「マレーシア連邦」となった。この連邦結成には内外に強い反対があり、日本留学生も盛んな抗議活動を行っていた。しかし、予定どおり発足した新連邦政府（首都クアラルンプール）は、日本政府に当時の留学生会の会長であったチュア君を、本国に送還するよう要請してきたのである。そして、日本政府は、それを右から左に実行に移し、千葉大もそれに盲従したのだった。

学籍の喪失は同君の存在証明の消滅をも意味するもので、私も危機感を抱きながら千葉大に通う日々となった。日本人学生も事態の深刻さを知るようになり、支援の輪がひろがり、ついに65年4月には「再入学」という形ではあったが、ようやく学籍回復にこぎつけた。入管の在留期間の更新は「1年」から「半年」に短縮されたが、どうすることもできなかった。同年秋には、「事件」のため一年遅れて、希望の大阪大造船工学科に進学できた。

残るは裁判をどうするかだが、私は東京地裁で「原告輔佐人」に指定され、弁護士とともに法廷に通うことになった。法学部卒ではなかったが、私はものにとりつかれたように双方の主張をたんねんに読み、法律関係の本もずいぶん読みあさった。思いはひとつ、いかに留学生を擁護すべきか、留学生の人権をどう構成するかだった。文部省の主張は、国費留学生制度は、日本と相手国との友好親善を旨とするもので、留学生個人に恩恵を与えることを直接の目的とするものではなく、留学生の受ける恩恵はその「反射的利益」にすぎない、というものだった。そこには、留学生をひとりの青年、ひいては人間と見る視点はまったく見うけられなかった。何か寒々としたものを感じ、日本では外国人の地位がきわめて危ういものであることを思い知らされた。

チュア君の事件を、かつての「事件」と結びつけて考えるという意外な“副産物”を私

は手にした。ある老中国研究者からいただいた手紙には、「大変重要な事件です。明治末期の清国留学生をめぐる経緯をも参考にしながら、がんばってほしい」とあった。また、留学生からも、「日本は60年前と同じことをやっている」と指摘されていた。かつて文部省は「清国留学生取締規則」(1905年)を制定し、中国の改革を志す孫文を中心とする留学生の活動を規制したが、それは単なる過去の出来事ではなかったのである。このことも、私を「事件」に駆りたてた一つであった。

チュア君の裁判は、1969年4月、全面勝訴判決を受けることとなった。いわく、「もし、当該国政府の要請があれば、理由のいかんを問わないでわが国政府が留学生の身分を取り消しうべきものとするならば、留学生がそれまでの学習によって得た成果はまったく無駄なものとなり、他面、留学生らは自己の意志の及びようもない自国政府の要請を常に念頭において不安のうちに勉学に従事しなければならなくなるのであって、右のような解釈は、留学生個人の意志と人格を尊重し、個人の同意を前提として留学生として採用することを基礎として成り立っている国費留学生制度を根底から覆すものとして、とうてい許されないものというべきである」(判例時報、555号、1969年)と。明解な判断であり、私はホッとすることができた。

ところで、文部省は「事件」の翌年、1965年4月以降来日する国費留学生から、文部大臣に提出する「誓約書」に、新たに「いかなる政治活動(政治的団体の結成、政治的目的をもつ会合への参加、政治的論文・宣言の発表、政治的目的をもつ大衆示威運動を組織し、あるいは参加すること等)も行わないこと」を追加したのである。以後、同じ事件がおきても、この条項があれば大丈夫だということかも知れない。しかし、1968年度から始ったアジア派遣の国費留学生となる日本人学生が、こうした誓約を求められることはない。日本に学ぶ外国人留学生には誓約させるが、海外に学ぶ日本人学生にはその必要はないのである。まさに、ダブル・スタンダードというほかない。

ベトナム戦争がアメリカの「北爆」開始によって新しい段階を迎えたのは1965年2月のことである。日本に学ぶベトナム人留学生は即座に反応を示し、「平和を願う街頭デモ」を行った。日本でのベトナム反戦運動では、ベ平連(ベトナムに平和を!市民連合)が有名であるが、その発足は留学生のデモより後の同年4月のことである。

ベトナム人留学生の行動は、やがて彼らの日本における在留問題に影響を与えることになり、1967年3月には東京大に学ぶ日本の国費生プー君に退去強制令書が発せられた。支援の輪はひろがり、10万を超える署名が集まり、さらには大河内一男総長の田中伊三次法相への陳情もあって、強制送還だけは見送られた。69年9月になると別の3人のベトナム人留学生に、本国から「帰国入隊命令」が届き、新たなる状況が生じた。1970年があけると、サイゴンからの外電は、入隊命令に従わない日本の3人及び西独留学中の3名の計6名に対し、首都特別区兼第3軍区軍事法廷が「禁固6年、公民権・家族権停止20年」の判決を下したことを伝えてきた。2月下旬、西独からは、「ベトナム人の旅券が切れても、滞

在許可は与える。さらに、本人が願い出れば政治亡命者として認める。また、ハイデルベルグ大学は在學生に対し援助することを確約した」とのニュースが届いた。日本に較べて、留學生の立場に理解を示し、その人権を擁護する姿勢がはっきりしていることを知り、大いに励まされた。

その後も、台湾からの私費留學生劉さんが、結局は中国人として北京を選ぶと表明したため、その在留期間更新が問題化した事件も持ち上った。しかし、ベトナム人留學生も、劉さんも、最終的には日本での在留が認められたことにホッとした。劉さんが許可を受けたのは70年9月のことであるが、その翌月にはカナダの中国承認、そして「ピンポン外交」を経て71年7月には、あの劇的なニクソン米大統領の訪中発表となったのである。何か歴史の潮を感じる思いがしたのは、私だけではなかっただろう。

『アジア留學生と日本』(永井道雄、原芳男と共著 NHKブックス、1973)の一章「歴史の中の群像——アジア留學生の軌跡」は、明治以来の「歴史」と私の体験した「現在」を重ねながら書いたものである。

4、外国人は「害国人」か

チュア君の裁判以降のさまざまな事案を通じて、日本における外国人の地位・処遇問題という、より大きな課題に直面することとなった。かつて、ある留學生から「日本語では外国人を“外の国の人”と書くけれども、内心では日本にとって有害な人、“害国人”と思っているのではないですか」と問われたことがある。「千円札」に関連して、「在日朝鮮人の身にもなってみたら……」と指摘されたことは前にも触れた。私の係わっていた留學生は、いわば氷山の一角にすぎず、水面下に位置する在日朝鮮人の存在に辿りつくことは時間の問題だったのかも知れない。

前述の「留學生事件」と重なるように、1969年から73年にかけて、日本の国会には外国人管理の基本法である入管法の改正案が提出されていた。国費留學生に加えられた「政治活動禁止」を全外国人に拡大する内容も含まれていた。「入管法撤回を求める25ヶ国留學生の共同声明」の準備を手伝ったことも思い出される。

入管法案に対峙するなかで、「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」という法務省入管局高官の文章があることも知った(『法的地位200の質問』京文社、1965年)。

1971年末、京都在住の見知らぬ在日朝鮮人(1915年生)から手紙が届いた。何はともあれ、京都に足を運んでお目にかかった。「私が日本で暮らすには、いちいち法務大臣の許可をえなければならない。逆に、よろしかったら何時までもいらしてください、ぐらゐの挨拶があってもいいはずだ。私の“日本国籍”は、朝鮮人とはいえ、当時日本国籍を有した両親から出生によって取得したもので、その後もそれを放棄した覚えはまったくない。それを一方的に剥奪されたうえ、あらゆる面で外国人だとして差別されるのは納得できない」というような話だった。それまでおよそ考えても見なかったことである。

1972年5月から、愛知県立大学の教員となったが、私が大学の『紀要』に初めて書いた論文は「日本の植民地支配下における国籍関係の経緯」であるが、それは他でもない京都での話から説きおこしている。植民地の領有、統治そして分離を通じて「国籍」の機能を検討しようと試みたのである。この頃から、「そもそも国籍とは何か」という命題がいつも念頭から離れないようになった。

外国人留学生にも在日朝鮮人にも共通するが、日本人には無縁なものの一つが「指紋登録」制度である。この制度への本格的批判が表面化したのは1980年秋からである。それは、ひとりの在日朝鮮人の指紋拒否によって始まり、やがてそれは“燎原の火”の如くひろがって行った。指紋登録義務は刑事罰をもって強制されており(当時、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)、拒否者は逮捕されたり、起訴されて有罪判決を言渡されたが、その火は消えなかった。指紋は「服従のシンボル」、「差別の象徴」、「屈辱の烙印」などといわれた。

外国人に指紋登録を義務づけることは、1952年4月28日公布施行の外国人登録法によって生まれた。同じ日、在日朝鮮人などの旧植民地出身者は、日本国籍を喪失し、外国人になったというのが日本政府の見解であるが、西独では1956年の特別立法により、在独オーストリア人には「国籍選択権」が認められた。外国人指紋制度の成立過程を調べてみると、意外な事実が明らかになった。戦後の混乱期ということもあって、1949年7月から10月にかけて、国会では帝銀事件、下山事件、三鷹事件などの捜査の難航がとりあげられ、国民に指紋を登録させる制度が話題となっている。しかし、結局、立法には至らなかったのである。しかし、一方では任意で一般住民に指紋登録を呼びかけたり、運転免許証取得者や国家公務員試験合格者にも指紋登録を求めたが、法的強制力を持たないこともあって、徐々に姿を消すことになる。

ここに興味深い行政実例がある。1952年1月、地方自治庁から発せられた「条例で指紋を強制することの可否について」である。いわく、「[条例が] 犯罪捜査以外の目的のために制定されるものであるならば、事柄の性質上、右の指紋の採取に応ずる義務を課すことが、当該行政目的を達成するため必要不可欠であり、かつ必要最小限度の自由権の制限であるかどうかについて、慎重な検討を加える必要があり、一般的には消極的に解すべきものと考えられる」と。要するに、人権上好ましくない、というのである。これと同じ人権感覚をもっていれば、外国人指紋制度も否定されなければならない。その感覚を封じているのが「国籍」の壁であり、外国人を「害国人」視する意識が指紋制度を支えたのである。

外国人指紋制度について、法務省は「同一人性の確認」にとって必要不可欠だと説いたが、それがなぜ外国人だけなのかについては説得的ではなかった。日本人についても「同一人性の確認」は必要なのである。例えば、選挙で一票を投ずるときは、選挙人名簿にある本人が間違いなく投票したことを確認しているのである。しかし、そこで「指紋」が使われることはない。なぜ外国人だけに指紋を登録させるのかに対する答えは、外国人だからということにしかない。

80年代に始まった指紋拒否行動は指紋制度に痛撃を与え、1992年改正ではまず「永住外国人」について廃止され、さらに99年改正で「全廃」となり、留学生もついに指紋から解放されたのである。この過程で特に注目されることは、当事者である外国人が刑事罰をも覚悟で指紋を拒否すると、その制度を支えているのは自分たちだということに目覚めた日本人が、それに呼応する行動をとったことである。拒否第一号（80年9月）から指紋全廃の施行（2000年4月）まで、実に20年の歳月が過ぎたが、それは「国籍の壁」に挑み、「分断」から「共生」への芽が生まれたことを意味していよう。

5、戦後補償における内外格差

「昭和」の残した戦後補償問題が「平成」になって噴出するが、そこにも一種の「壁」が存在する。その「内外格差」には二つの側面がある。一つは、同じように戦争で狩り出され戦死傷したのに、「在日」は国家補償の対象から除外されているという内外人格差の問題である。例えば、右腕を失った日本人には1952年の戦傷病者戦没者遺族等援護法制定以来、ひとり累計約7,000万円（現在、年額392万円）の補償がなされているが、「在日」の石さんはゼロである。日本外務省による米、英、仏、西独、伊の調査によると、いずれも外国人元兵士等に自国民とほぼ同様の一時金なり年金を支給している。2000年5月、在日の戦没者遺族に260万円、戦傷者に400万円の一時金支給法がやっと成立したが、その格差はあまりに巨大である（石さんに支給される400万円は、日本人の一年分の年金額に過ぎない）。

一つ目が「国籍」による格差だとすれば、二つ目は「国境」による格差といってもよからう。前述の通り、右腕を失った日本人には7000万円の国家補償がなされているが、こうした戦争犠牲者援護のために10数本の法律が制定され、国内ではさまざまな年金や一時金が支給されている。例えば戦後50年にあたる1995年7月、新聞の片隅に、「戦没者等の遺族の皆様へ――特別弔慰金が支給されます」との政府公報がのった。『厚生白書』によると、「終戦20周年、30周年、40周年、50周年という機会に、国として改めて弔意を表すため」という。戦後4度目の特別弔慰金のためには6040億円が計上された（もちろん、在日は除外）。

さまざまな擁護立法によって、どれくらいの国家予算が使われているのだろうか。『社会保障統計年報』（総理府）は決算額によるため少し古くなるが、1996年度までの累計は42兆円である（96年度分は1兆8129億円）。これらのほとんどは日本人のみを対象としている（唯一の例外である被爆者は、日本在住であれば法が適用される）。要するに、日本人には延々と国家補償がつづけられており、1998年にも、戦後7度目の「戦没者の父母等に対する特別給付金」を、810人に各100万円を支給するための法改正が行われた。

一方、アジアを中心とする海外からの戦後補償要求が相次ぐなかで、どこからともなく聞こえてくるのは、「21世紀がそこまで来ているのに、いつまで過去にこだわるのか、もっと未来志向で行きましょう」という声である。しかし、国内の日本人の戦没者遺族や戦傷

病者などの戦争犠牲者にむけて、同じ台詞が発せられることは決してないのである。確かに外国には、戦争賠償などのため一定の支払いが行われている。すなわち、賠償、準賠償、各種請求権の解決などのための対外支払いは総額で6566億円である（残るは、北朝鮮のみ）。このほか、日本は在外財産を放棄しているが、1945年8月現在の大蔵省推計によるとその総額は3795億円とされ、両者合わせて1兆円となる。内にはすでに42兆円、そして、それは今後もつづくのである。

日本の戦後処理の基本は、1951年9月サンフランシスコで調印された対日平和条約である。同条約第14条（賠償、在外財産）は、「日本国は戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される」との一般原則を掲げるとともに、つづいて、「日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」との緩和条項を定めている。すなわち、「現在（presently）」の日本はそれが充分行える状態にはない、とされたのである。

そして、大蔵省は「賠償協定の締結時期が遅くなった結果、高度成長期に入った日本は、大局的にみてさほど苦勞せずに賠償を支払うことができたのである」と総括し（『昭和財政史』第1巻、1984年）、また、外務省も、「輸出困難なプラント類や従来輸出されていなかった資本財を賠償で供与して“なじみ”を作り、将来の進出の基盤を築くことが、わが国にとって望ましいのである」と率直に述べている（『日本の賠償』1963年）。

ここでも、国家補償を受けている戦没者遺族、戦傷病者などの日本人戦争犠牲者が、海外からの国家補償要求についてどう考えているのかという疑問が生まれる。ところで、前に触れた毎年8月に開かれる「全国戦没者追悼式」に関する政府広報には、「先の大戦において死没された三百余万の方々に追悼の誠をささげるとともに、平和を祈念するため……」とある。「三百余万」とは戦災や被爆をも含む日本側の死者を指している。日本側の死者にのみ追悼の誠をささげて、いかなる平和を祈念するのだろうか。日本の自国民中心主義、あるいは一国主義がいかに根深いかが浮かび上がってくる。

日本政府の公式見解は、対日平和条約や二国間条約によって、北朝鮮を除くすべての国との問題はすでに解決済というものである。しかし、次のような意見があることも紹介しておきたい。「一連の戦後処理を考えると、日本の経済力が本当に復興する以前のことで、どうしても日本の負担を“値切る”ことに重点がかかっていた。今となって見ると、条約的、法的にはたしかに済んだけれども、何か釈然としない。不満が残ってしまう」と述べるのは、元外務次官須之部量三氏である（外務省広報誌『外交フォーラム』1992年2月号）。前述の大蔵省や外務省の見解を念頭においたものと思われる。同氏は、つづいて「日本の品格あるいは“国徳”とでもいうべきものが望まれながら出てこない」とも述べている。傾聴すべき指摘ではなからうか。

おわりに

私が留学生の仕事については1962年のことであり、かれこれ40年近い歳月が流れたことになる。アジア文化会館での10年間は、私ひとりでは背負いきれないほどの“宿題”を残してくれた。それは汲みつくせぬ「泉」のようで、そこから汲みあげながら、その後もさまざまな事件に遭遇し、あれこれ調べたり、考えたりして来たように思う。

大学教員になって間もなく、「世界史」の入試問題作成の仕事が廻ってきた。事柄の性質上、他人と相談することはできない。結局、留学生の仕事が私に残した衝撃を念頭に、こんな入試問題を作った。次の文章は、いずれもアジアの教科書にある日本に関する記述部分であるが、それぞれどの国のものか、またその時代はいつごろか（1910年代、1920年代、1930年代、1940年代、から選ぶ）、というものだった。今でも“奇問、難問”ではなかったと自負しているが、その評価については知る由もない。大学の授業の時、時々回答させてみたが、あまり出来は良くなかった。

大学の授業では、できるだけ具体的な事象を紹介したうえで、その問題の所在はどこにあるだろうかというように進めてきたつもりである。その時、留意したひとつは、できるだけいろんな角度から材料を提供することである。例えば、日本でも外国人労働者問題に関心が高まっているが、かつて日本がどれくらいの移民を送り出したか、そこでは密航もあれば“偽装留学”もあったことを紹介する。1990年以降、日本政府は「日系人」に特化したかたちで、外国人労働者の導入政策を進めてきたが（1999年末現在、約27万人）、それはかつての移民の子孫なのである。そして、従来の朝鮮学校や中華学校の問題に加えて、今ではブラジル人学校が登場しているのである。

かつて貧しかった日本は、多くの移民を送り出し、20世紀初頭は“日米移民摩擦”に明け暮れたともいえよう。第一次大戦後のベルサイユ講和会議に、日本は戦勝国として大型代表団を送り、そこで生まれた国際連盟では常任理事国という地位をも占めた。牧野伸顕日本代表は、国際連盟規約に次の一句を加えることを提言した。いわく、「国民平等の主義は国際連盟の基本的綱領なるに鑑み、締約国は連盟員たるすべての国家の人民に対し、その人権および国籍の如何により、法律上または事実上、何等の区分を設けることなく、一切の点において均等公平の待遇を与うべきことを約す」と。1919年2月のことであるが、提案は否決された。それは、日本人移民が米国で受けていた差別・冷遇を念頭に、「差別される日本」が国際社会に発信したせいっぱいのメッセージだったのである。しかし、戦後の日本は、「差別する国」として在日外国人に君臨してきたのではなからうか。

大学の授業で学生によく質問した二、三の統計を並べてみたい。一年間に日本に新規入国する外国人はどれくらいであり、一方、出国する日本人はどれくらいか。前者は400万人で、後者は1600万人なのだが、前者については比較的多くの学生がそれに近い数字を答えるが、後者については見当はずれの答えがほとんどである（500万人以上の答えなし）。なぜなのだろうか。また、1945年8月段階で、日本の外にいた日本人の数はどれくらいか

については、設問自体に学生は異和感を覚えるようだ。50万から始まって多くても150万ぐらいの答えが返ってくる。政府の引揚統計によると、それは630万人で、軍人・軍属と民間人がほぼ半々となっている。どこにどれだけの人がいて、何をしていたのかと問うと、そこからいろいろなことが見えてくるのではなからうか。

現実社会との緊張関係を念頭に、「いま」と「むかし」、「うち」と「そと」という視点に立つと何が見えてくるかというコンセプトを大切にしていきたい。

日本では、どうも「国籍」はくせものようだ。「国籍」を持ち出すと、外国人指紋も戦後補償の内外格差も、こともなげに正当化されてしまう。思考の停止が起こるのだろうか。謎はなかなか解けない。

やや唐突に聞こえるかも知れないが、北方領土が返還されたら、その住民の国籍をどうするのか、まったく議論がないのは何故だろう。かつて、植民地を領有した時のように、その住民を一方的に「日本国民」とし、〇〇スキーというロシア姓を日本姓に創氏改名するのだろうか、「日本語」を強制するのだろうか。逆に、領土は日本になるが、その住民には日本国籍を認めず「外国人」とすれば、在日朝鮮人のような「特別永住者」になるのだろうか。香港が中国に復帰したとき、中国は「一国二制度」を採用したが、それを他人事のように論評を加えるだけでよかったのだろうか。香港に関する「中英協定」ではむこう50年間、現状維持を保証することになっている。50年といえば、ちょうど、日本の台湾領有と同じ時間ということになる。ここでも、歴史から何を学ぶかが問われているのである。